

## 社会福祉法人 甲南愛育会 役員の報酬に関する規程

制 定 平成 20 年 12 月 11 日

最近改正 平成 24 年 12 月 12 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 甲南愛育会の役員の報酬について定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 本規程において役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会等の出席報酬)

第 3 条 役員が理事会等に出席したときは、1 日分の報酬として 1 万円を支払うことができる。ただし、この額は法令の規定により、控除すべき額を控除した額とする。

### (旅費)

第 4 条 役員に旅費を支払う必要がある場合は、甲南愛育会旅費規程を準用する。

### (摘要除外)

第 5 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (規程の改廃)

第 6 条 規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

### 附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 11 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 24 年 12 月 12 日から適用する。

